

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（ほ場整備事業）木の下地区・野口地区・草井坂地区）計画を平成24年5月15日定めた。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成24年5月24日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成24年5月22日

香川県知事 浜 田 恵 造